



## 【三井住友海上メットライフ生命保険株式会社】

三井住友海上メットライフ生命の変額個人年金保険 TAシリーズ新商品

「Destination (ディスティネーション)」を

1月21日より中央三井信託銀行株式会社を通じて販売を開始

三井住友海上メットライフ生命保険株式会社(本社:東京都千代田区、代表取締役社長:栗岡 威)は、変額個人年金保険 TAシリーズの新商品、運用成果自動確保特則付年金総額保証型特別勘定年金特約付変額個人年金保険(2005)を、2008年1月21日より、「Destination (ディスティネーション)」の販売名称で、中央三井信託銀行株式会社を通じて販売いたします。

### 「Destination」の主な特徴

～運用成果自動確保特則付年金総額保証型特別勘定年金特約付変額個人年金保険(2005)～

#### ■ 目標値の設定

- ・ 契約時に目標値を設定
- ・ 目標値(%)の設定は基本保険金額(一時払保険料)の120%、130%、140%、150%

#### ■ 運用成果を自動確保

- ・ 積立期間は10年
- ・ 契約日より3年経過以後、10年以内の積立期間中に積立金額が目標値に到達した場合、運用成果を確保。自動的に一般勘定に移行し、確定年金(年金受取期間:10年)の受取を開始。また他の一般勘定で運用する年金種類もしくは一括受取に受取方法を変更することも可能

#### ■ 年金受取総額105%保証

- ・ 10年の積立期間中に積立金額が目標値に到達しなかった場合は、年金総額保証型特別勘定年金(年金受取期間:15年)での年金受取を開始
- ・ 年金総額保証型特別勘定年金の受取期間満了を迎えることで年金受取総額として基本保険金額(一時払保険料)の105%を最低保証

※商品の概要については、添付の関連資料『「Destination(ディスティネーション)」商品概要』をご参照ください。

### 【この保険のリスクについて】

この保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動(増減)するしくみの生命保険商品です。

特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

### 【お客さまにご負担いただく費用について】(ご負担いただく費用の合計は、以下を足し合わせた金額となります。)

- ご契約時…………… 契約初期費用として、一時払保険料に対して 3%を特別勘定への繰入前に控除します。
- 積立期間中…………… 保険関係費として、特別勘定の積立金額に対して年率 2.50%/365 を乗じた金額を毎日控除します。また、資産運用関係費\* として、特別勘定の資産残高に対して年率 0.268%程度(消費税込)/365 を乗じた金額を毎日控除します。
- 年金受取期間中…………… 年金受取総額保証型特別勘定年金での受取期間中も特別勘定で運用するため、積立期間中と同様の保険関係費および資産運用関係費が控除されます。
- 解約・一部解約時…………… 契約日から解約日までの年数が 10 年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じて 4%~1%を解約控除対象額(解約の場合は基本保険金額、一部解約の場合は一部解約請求金額)に乘じ、その金額(解約控除額)を積立金額から控除して払戻金としてお支払いします。但し、積立期間中に積立金額が目標値(目標金額)に到達した場合の一括受取には解約控除適用はありません。

※目標値に到達し確定年金で受取る場合、または一般勘定で運用する年金種類に変更した場合には、年金受取期間中に年金管理費として、年金受取額に対して 1.0%を年金受取日に責任準備金から控除します。

\*資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

### 【ご注意いただきたい事項】

- 契約後 3 年以内に目標値に到達しても運用成果は確保されません。
- 一般勘定で運用する年金種類で受取る場合の年金額は、年金原資、および移行日または年金受取開始日における基礎率(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- 年金受取総額の最低保証は、年金総額保証型特別勘定年金の受取期間満了を迎えることにより保証されますので、年金受取開始時や年金受取期間中に一括受取や一般勘定で運用する年金種類に変更した場合には、年金受取総額の最低保証はありません。

※ 「Destination (ディスティネーション)」の主な特徴を記載したものです。詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」 「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご覧ください。

※ 運用成果自動確保特則付年金総額保証型特別勘定年金特約付変額個人年金保険(2005)「Destination (ディスティネーション)」に関する詳細な情報については、当社ホームページ(<http://www.msi-metlife.com/>)をご覧ください。

## 「Destination (ディスティネーション)」商品概要

[ 運用成果自動確保特則付年金総額保証型特別勘定年金特約付変額個人年金保険 (2005) ]

契約年齢 (被保険者の満年齢)	0～75 歳											
保険料支払方法	一時払											
基本保険金額 (一時払保険料)	最低 200 万円 最高 4 億円 (1 万円単位)											
積立期間	10 年											
目標値の設定	基本保険金額の 120%、130%、140%、150% ※目標値を設定しないことも可											
特別勘定およびその資産比率	バランス 40 国内株式 20% 外国株式 20% 国内債券 30% 外国債券 30%											
年金受取方法	積立期間中に積立金額が目標値 (目標金額) に到達した場合 ● <u>確定年金 (年金受取期間：10 年)</u> ※第 1 回年金受取日は、目標値に到達した日の翌日 (移行日) を起算として、その翌年の応当日からとなります。 ※移行日から第 1 回年金受取日前日までの間に、年金受取人が他の一般勘定で運用する年金種類に変更することができます。											
	積立期間満了までに積立金額が目標値 (目標金額) に到達しなかった場合、または目標値を設定しなかった場合 ● <u>年金総額保証型特別勘定年金 (年金受取期間：15 年)</u> ・年金受取総額保証：年金受取開始日の基本保険金額に対して 105% ・年金額：年金受取開始日の基本保険金額に対して 7% ※年金受取開始前にご案内する書面にて一般勘定で運用する年金種類に変更することができます。 ※年金総額保証型特別勘定年金 (年金受取期間：15 年) 以外の受取方法に変更した場合、年金受取総額の保証はなくなります。 ※年金受取開始日は、被保険者が年金受取開始年齢に達した直後に到来する年単位の契約応当日となります。											
年金種類の変更 (選択できる年金種類)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年金種類</th> <th>年金受取期間(保証期間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確定年金</td> <td>5年、10年、15年、20年</td> </tr> <tr> <td>年金総額保証付終身年金</td> <td>終身</td> </tr> <tr> <td>保証期間付終身年金</td> <td>終身(5年、10年、15年)</td> </tr> <tr> <td>保証期間付夫婦年金</td> <td>終身(5年、10年、15年)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※年金種類の変更については年金受取開始年齢等、所定の要件があります。</p>		年金種類	年金受取期間(保証期間)	確定年金	5年、10年、15年、20年	年金総額保証付終身年金	終身	保証期間付終身年金	終身(5年、10年、15年)	保証期間付夫婦年金	終身(5年、10年、15年)
年金種類	年金受取期間(保証期間)											
確定年金	5年、10年、15年、20年											
年金総額保証付終身年金	終身											
保証期間付終身年金	終身(5年、10年、15年)											
保証期間付夫婦年金	終身(5年、10年、15年)											
諸費用	契約初期費用	一時払保険料の 3%										
	保険関係費	積立金額に対して年率 2.50%										
	資産運用関係費*	積立金額に対して年率 0.268%程度 (消費税込)										
	年金管理費	一般勘定で運用する年金種類の年金受取額に対して 1.0%										
解約控除率	4～1% (10 年未満) ※積立期間中に積立金額が目標値 (目標金額) に到達した場合の一括受取には解約控除適用はありません。											
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度 (お申込みの撤回・契約の解除) の対象											

- \* 資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。
- \* 資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。